平成２４年（フ）第１２号
埼玉県本庄市柏１丁目３番４号　本庄スカイハイツＢ棟201号
破産者　葛西　清美
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３号
埼玉県本庄市柏１丁目３番４号　本庄スカイハイツＢ棟201号
破産者　葛西　久子
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９７号
埼玉県本庄市児玉町児玉545―６、住民票上の住所埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1039番地５
破産者　島田　員子
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９８号
埼玉県本庄市児玉町児玉545―６、住民票上の住所埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1039番地５
破産者　島田　愛弓
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８６３３号
大阪府箕面市箕面４丁目２番10号、開始決定時の住所大阪府吹田市佐竹台３丁目７番７号
破産者　赤木　康介
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６３４号
神戸市垂水区舞子台７丁目１番１―1004号、前住所大阪府吹田市佐竹台３丁目７番７号
破産者　赤木　圭介
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６６号
大阪府八尾市志紀町２丁目101番地　志紀ロイヤルハイツ305号、前住所大阪府藤井寺市沢田１丁目５番13―107号
破産者　フジタ板金工作所こと　藤田　清司
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８号
大阪府和泉市王子町１丁目１番２―302号
破産者　花田保孝こと　李　　保孝
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
大阪府泉佐野市日根野4446番地の47―204号室、開始決定時の住所大阪府泉佐野市日根野4446番地の47―402
破産者　住谷　信行
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
大阪府泉佐野市松原２―５―30フィルライトマツバラ106、住民票上の住所大阪府阪南市光陽台２丁目29番８号
破産者　畑中　彩花
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４２０号
広島市安佐北区可部東３丁目19番13号
破産者　日髙　義昭
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５号
熊本市中央区東京塚町５番112号
破産者　内田　千秋
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６４号
熊本市中央区下通２丁目３―23メゾンドシャワーどおりマンション502、住民票上の住所熊本市北区植木町滴水32番地１
破産者　江口　秀男
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５３号
熊本県合志市須屋1574番地11
破産者　小林　一博
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５６号
熊本市北区武蔵ヶ丘６丁目６番71号
破産者　甲斐　千春
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１号
神奈川県小田原市久野2315番地の６
破産者　青木江梨奈
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３号
京都府相楽郡精華町光台６丁目40番地８
破産者　山中　武彦
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
岡山県笠岡市走出3780番地
破産者　原田　尚樹
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係